



けっこん

## 「結婚に際する身元調査」 問題なしではありません!

「結婚する際に、相手の身元調査を行うこと」を問題なしと思っている人 48.2%。  
 これは、2013(平成25)年11月に川西市が実施した「人権問題に関する市民意識調査」の結果の一例です。この数字を見るだけでも、同和問題は未だ解消されていないことがわかります。  
 憲法第24条には「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」すること、また第14条には「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」ことが明記されています。「社会的身分」とは、被差別部落のことです。

しかし、身元調査では、被差別部落出身かどうかということや、家系、家族構成、居住環境などを調べます。人生の重要な門出となる結婚に際し、本人の人柄とは関係のない、本人の力ではどうすることもできない家柄や出身地などを確認し、場合によってはそれらを理由に結婚を反対するので

その行為がいかに人を傷つけるものであるのか、私たちは改めて想像してみる必要があります。部落差別は、根拠のない差別です。ただ、漠然と“自分たちとは違う”という意識がつくる日本固有の差別です。差別を受けるか受けないかの違いは、部落の人と思われるか思われぬかの違いです。結婚差別によって、これまでに数えきれないほどの部落の若者が命を絶ちました。被差別部落への差別がなければ、彼らは、当然の権利として愛する人と幸せな人生を歩んだはずで、彼らにとっての身元調査——。それは、凶器そのものだったのではないのでしょうか。

参考までに、同じ質問を行っている他市の調査結果(「結婚に際する身元調査を肯定的に受け止めている人の割合」)の例を掲載します。カッコ内は調査の実施年度です。

伊賀市……24.3%(2009年度)	大阪市……36.5%(2010年度)
名古屋市……38.6%(2010年度)	横浜市……35.0%(2015年度)

総合センターは、これからも“差別のないまち かわにし”を目指し啓発活動を続けます。

### 総合センターの相談事業

生活人権相談 毎週 月・火・木・金曜日の午前9時～午後5時

保健相談(市保健センター協力事業)

毎月 第1水曜日の午後1時30分～3時 **9月は7日、10月は5日です。**

セクマイ相談・学習会 セクシュアルマイノリティ(性的少数者。性同一性障害、同性愛の人たちなど)の人権相談・学習会ですが、当事者でない方も参加できます。

毎月 第4木曜日の午後1時30分～4時 **9月は29日です。**